

総合評価落札方式一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和6年12月10日（火） 神戸市公告
委託名	神戸市教育情報インフラ構築・運用・保守等支援業務
業務概要	神戸市教育情報インフラサービスの構築及び保守運用の支援を行う（教職員や児童生徒が利用する端末、ネットワーク、ソフトウェア等を一括したサービスの支援）。
履行場所	神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 ハーバーランドセンタービル4階
履行期限	令和12年12月31日
その他	この入札は、総合評価落札方式を適用する。

2 担当部局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 ハーバーランドセンタービル4階

神戸市教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課

TEL 078-984-0666 e-mail edu-joho@city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。なお、上記の入札参加資格を有すると認定されていない者は、予め次のとおり申請を行えば当該審査を受けることができる。
(申請先)
神戸市行財政局財政部契約監理課（神戸市役所1号館2階）
電話：078-322-5146
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

- (6) 都道府県または政令指定都市において、情報システムの調達支援業務、開発支援業務、運用支援業務、及び最適化支援業務のいずれかを受託した経験をもつ者、もしくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。
- (7) 本市最高デジタル責任者補佐官（CDO 補佐官）が現に属する、又は過去2年間に属していた事業者等でないこと。

5 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりとする。
価格点＝最低入札金額÷入札金額×1,000点に配分された得点の満点（小数点第2位を四捨五入するものとする。）
- (2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、落札者決定基準（別紙）に従い評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

6 申請手続等

- (1) 仕様書等の交付期間及び方法

令和6年12月17日（火）17時まで

神戸市ホームページに掲載している秘密保持誓約書を提出した者に対して、2の担当部局から大容量データ共有サービス等にて随時配布する。秘密保持誓約書は原則電子メールによる提出とする。（担当部局での配布は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時）

- (2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、提出書類の入札参加申込兼資格確認申請書及び神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し、その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について2の担当部局の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和6年12月25日（水）17時まで

郵送又は電子メールで送付する場合は、令和6年12月25日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

2の担当部局

7 入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(2) 結果の通知

令和7年1月7日（火）まで随時

（3）入札参加資格がないと認定された者には、（2）の通知書にその理由を付す。

（4）（3）の理由を付した（2）の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

（5）（4）により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で学校経営支援課に提出すること。（様式自由。紙書類により提出すること。）

（6）（4）による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。（実施する場合は、日時、場所等を記載）

9 入札説明書、仕様書等に対する質問

（1）入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

質問書に記入して、電子メールにて提出すること。また、到着確認の電話連絡を行うこと（午前9時～正午、午後1時～午後5時）。

イ 提出期間

令和7年1月9日（木）17時まで

ウ 提出先

2の担当部局

エ 電子メールのタイトル

- ・入札説明書に関する質問は「神戸市教育情報インフラ構築・運用・保守等支援業務（説明書）【事業者名】」とすること。
- ・調達仕様書、落札者決定基準等に関する質問は「神戸市教育情報インフラ構築・運用・保守等支援業務（仕様書等）【事業者名】」とすること。

（2）回答は仕様書の追補とみなし、全入札者に対して回答します。ただし、提案書の作成に関する質問のうち、入札者の技術提案内容に係わる事項等については、質疑を行った入札者にのみ回答することもあります。

回答は電子メールで送信します。

10 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

11 入札及び提案書提出の日時及び方法

日 時	令和 7 年 1 月 20 日（月）まで 事前に担当課に電話連絡のうえ持参すること（午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時）。
提出場所	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3-3 ハーバーランドセンタービル 4 階 神戸市教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課
提出書類	(1) 入札書（様式 2） 1 部 (2) 提案書（任意様式） 7 部（正本 1 部、副本 6 部） (3) 提案書記載項目対応表（様式 6） 7 部（正本 1 部、副本 6 部） (4) 業務遂行体制（様式 7） 7 部（正本 1 部、副本 6 部） (5) 会社概要及び類似業務の実績がわかるもの（任意様式） 1 部 ※(2)～(5)は、それぞれ電子データ（CD-ROM 等）でも提出すること。
提出方法	(1) 持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。提出部数は 1 部とする。 (2) 入札書については代表者又は受任者が記名押印した原本 1 部を封筒に入れ封緘すること。封筒は任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、入札件名「神戸市教育情報インフラ構築・運用・保守等支援業務」及び入札参加者名を記入すること。 (3) 提案書については(1)の封筒とは別に提出するものとする。紙書類により提出すること。「委託業務名」及び「入札参加者名」を記載する。
入札について	(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に本業務の履行に要する一切の諸経費を含めた総額及び年度ごとの内訳を記載すること。 (2) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。 (3) 入札保証金について 神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 号の規定により免除とする。
入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札書及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。 イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。 ウ 入札書に記名及び押印がないとき。

	<p>エ 一つの入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。</p> <p>オ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。</p> <p>カ 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。</p> <p>キ 入札参加者の資格がない者が入札したとき。</p> <p>ク 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。</p> <p>ケ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。</p> <p>コ 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。</p> <p>サ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。</p>
その他	<p>(1) 以下の場合、当該入札は失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提案書の全部又は一部を提出しない場合及び提案書の提出枚数が、指定の枚数を超過する場合 ② 提案書の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合 ③ 提案書に虚偽の記載がある場合 ④ その他提案書に関して適正な評価ができない場合 <p>(2) 必要に応じて入札者に対して提案書に関する説明を求めることがある。この場合、令和7年1月23日(木)までに連絡する。説明には、配置予定技術者及び提案書の説明ができる者の出席を求める。</p> <p>なお、上記日時までに連絡がない場合は、説明を求めない。</p> <p>(3) 提出後の提案書の訂正や差し替えは認めない。</p> <p>(4) 提出された提案書に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(5) 提案書の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。</p> <p>(6) 提出された提案書は返却しない。</p> <p>(7) 提出のあった技術提案等は、その採否に関わらず公表しない。</p>

12 提案内容説明会（プレゼンテーション及び質疑）

提案書の内容についてプレゼンテーションの実施を求める場合がある。その場合は日時を別途通知する。

13 提案書に関する質問

- (1) 提案内容について分かりにくい部分を補足するため、本市から提案書に関する質問を送付する。令和7年1月23日(木)までに送付するので、令和7年1月28日(火)までに回答を行うこと。
- (2) 本市からの質問に対し、回答期日までに提出しないことで失格になることはないが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがある。なお、質問への回答書については、提案書と同様に正式な書類として取り扱うので留意すること。

14 開札予定日時及び方法

日 時	令和7年2月4日（火）時間は別途通知
場 所	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 ハーバーランドセンタービル4階 神戸市教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課
方 法	<p>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。</p> <p>(2) 提出した入札書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。</p> <p>(4) 11の方法によらないで提出された入札書及び提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。</p> <p>(5) 神戸市契約規則第12条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時においてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。</p> <p>(6) 提案書の提出がない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札を無効とする。</p> <p>(7) 入札を無効とした場合は、当該入札書は返却しないものとする。</p>
注意事項	<p>(1) 開札場には、入札者又はその代理人並びに開札の執行者及び開札の執行立会人以外の者は入場することができない。</p> <p>(2) 開札場に入場する入札者又はその代理人は、一入札者当たり2人以内にすること。</p> <p>(3) 開札に立ち会わない場合は、その旨事前に電話連絡すること。</p> <p>(4) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。</p> <p>(5) 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするとき、身分証明書の提示を求める場合がある。また、代理人をして入場させる場合においては、開札の立会いに関する委任状（様式3）を提出しなければならない。</p> <p>(6) 入札者又はその代理人は、当該入札に参加した他の入札者の代理人となることはできない。</p> <p>(7) 入札者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。</p>

13 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 落札者決定基準に示す評価項目のうち「要件区分：必須」の項目については、最低限の要求要件（採点基準の評価ランクD以上）を全て満たしていること。（なお、「要件区分：必

須」とする評価項目について要求要件を満たしていないもの（採点基準の評価ランク E）は失格として取扱う場合がある。）

- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）
- (3) 提案書作成要領（別紙）に基づかない提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

14 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者の入札価格、価格点、技術点及び総合評価点並びに落札者の商号又は名称を含む。）について神戸市ホームページにより公表を行うものとする。

15 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかつた者は、落札者の公表を行つた日の翌日から起算して7日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかつた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

16 契約等に係る事項

(1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たつては、契約書の作成をする。落札者は、速やかに学校経営支援課で契約書類等を受領し、その日を含めて5日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続き（電子契約）をすること。7日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

- (2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術提案等は契約図書の一部とする。
- (3) 落札者が提出した技術提案等のうち、技術提案に記入した項目については、落札者に履行義務があるものとする。ただし、不適切と判断した項目については、履行義務としない。
- (4) 契約保証金

契約金額の10パーセント以上を納付しなければならない。ただし、神戸市契約規則第25条の規定により、以下のいずれかの条件に該当する場合は契約保証金を免除する。

- ア 保険会社と履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
イ 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと判断されるとき。

例：教育ICTに関する業務の契約履行実績の有無 等

なお、納付された契約保証金は、本業務の最終の履行確認後、支払を行う際に返還する。

(5) 支払条件

契約の形態は業務委託契約とする。入札額のうち、当該年度にかかる費用に消費税相当額を加算した金額を当該年度の3月末（令和12年度分については令和12年12月31日）を納期限とし

て検査を行い、適法な請求書を受領してから 30 日以内に支払う。

17 その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 書類の言語

入札に係る提出書類及び契約後の業務の成果物はすべて日本語である必要があります。

(3) その他

予定価格	69,620,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
------	-------------------------------